

鹿屋市告示第 339 号

鹿屋市黒羽子観光農園賑わい創出事業補助金交付要綱の一部を改正する要
綱を次のように定めた。

令 和 8 年 7 月 3 日

鹿屋市長 郷 原 拓 男

令 和 8 年 7 月 3 日 決 裁

鹿屋市黒羽子観光農園賑わい創出事業補助金交付要綱の一部を改正する要綱
鹿屋市黒羽子観光農園賑わい創出事業補助金交付要綱（令和7年鹿屋市告示第
246号）の一部を次のように改正する。

第2条中「黒羽子観光農園管理組合」の次に「及び肝付吾平町農業協同組合」を
加える。

別表に次のように加える。

市民農園等整備事業	黒羽子観光農園で 市民農園を開設する 取組であること。	市民農園の開設に 要する経費		100万円
-----------	-----------------------------------	-------------------	--	-------

附 則

この要綱は、令和8年7月3日から施行する。